

災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

宮崎県環境保全事業連合会

〇〇町・村

災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

〇〇町・村（以下「甲」という。）と宮崎県環境保全事業連合会（以下「乙」という。）は、災害発生時における一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及びごみ）の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害に伴い〇〇町・村域で発生する一般廃棄物の収集運搬に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に〇〇町・村民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1） 一般廃棄物 災害時において処理をする必要が生じた、し尿（避難所等に設置された仮設トイレから排出されるものを含む。）及び浄化槽汚泥並びにごみのことをいう。
- （2） 収集運搬区域 〇〇町・村地域防災計画において指定された避難所等の必要と認められるもの、及び甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、一般廃棄物の収集運搬が必要と判断した区域のことをいう。

（協力要請の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1） 災害時における一般廃棄物の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保
- （2） 資機材の提供
- （3） 派遣及びその他一般廃棄物の収集運搬に関する必要な措置
- （4） 仮設トイレの設置に関する技術的な支援
- （5） 甲が指定する処理施設への運搬
- （6） 前各号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、助け合いの精神に基づき、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の規定にかかわらず、〇〇町・村域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、宮崎県と乙が平成19年7月3日に締結した「災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、収集運搬区域に係る共有すべき有用な情報があるときは、遅滞なく相互に情報を共有するよう努めるものとし、業務の内容、規模及び方法等を協議するものとする。

（協力要請の手続）

第6条 甲は、第3条に定める業務について協力を要請するときは、別記様式第1号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別記様式第2号により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、第4条第1項に規定する助け合いの精神に基づき実施した業務に係る費用とし、第7条に規定する実施報告に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による請求があったときは、内容を確認の上、費用を支払うものとする。

(災害補償)

第10条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとするときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、それを補償する。

(平常時の対応)

第11条 甲及び乙は、災害の発生を想定した業務内容を事前に協議し、災害発生時の準備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の準備を補完するため、災害を想定した訓練を実施することができるものとし、訓練の内容その他必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲においては〇〇町・村担当課名、乙においては宮崎県環境保全事業連合会事務局を窓口とする。

2 甲の組織に変更が生じた場合は、前項の規定による甲の事務は、変更後の所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 (住所)

〇〇町・村長

乙 宮崎市日ノ出町253番地
宮崎県環境保全事業連合会

会長